|  |  |
| --- | --- |
| **令和７年度　第一回居住支援協議会　議事録（要旨）** | |
| 日時 | 令和７年２月13日（木）10：30-12：00 |
| 場所 | 元気創造プラザ５階　災害対策本部室 |
| 出席委員 | 淺見　泰仁、石川　康雄、伊藤　幸寛、岡田　敏弘、国府田　祥二、種田　聖、柳本　文貴、平野　大志、小嶋　義晃、近藤　さやか、齊藤　大輔（※所属・敬称略　各構成員別の氏名ふりがな50音順） |
| 欠席委員 | なし |
| 市側  出席者 | 三鷹市長　河村　孝、地域福祉課長　木村　祐介、障がい者支援課長　立仙　由紀子、高齢者支援課長　鈴木　政徳、生活福祉課長　川口　真生、子育て支援課長　嶋末　和代、住宅政策課長　山中　俊介 |
| 会議の公開・非公開 | 公開 |
| 傍聴人数 | ３人 |
| ≪午前10時30分　開　会≫  １　開会  ２　委嘱状交付  ３　市長挨拶  ４　会長、副会長選出  　　委員の互選により、会長は伊藤委員、副会長は淺見委員に決定した。  ５　三鷹市居住支援協議会の設立について  資料１～４について説明を行った  (1) 委員より、令和７年10月より国土交通省が新たな家賃債務保証会社認定制度を設けるとの情報提供があった。  (2) 協力不動産店について、登録数ありきではなく実際に要配慮者の対応をしてくださる不動産店を登録していくことが重要である。  →個別の部会等にも要請があれば伺って説明し、協力を仰いでいきたい。  →住宅確保要配慮者を受け入れる物件を扱っている不動産店を中心に声をかけていこうと考えている。ただ、現実的には要配慮者以外の方の需要も多く、また、一度問題が起きると以後要配慮者を受け入れたがらない家主も多いため、家主へのケアも課題である。  (3) 要配慮者が亡くなった際の課題について。  特殊清掃が発生した際の家主の経済的負担、賃貸借契約の解約、残置物の処理が課題である。亡くなった際の施策を考えることが、家主の理解にもつながる。  →死後事務委任制度への助成など考えてもらいたい。  →亡くなった後、早期発見できる仕組みづくりが必要。特殊清掃などが発生した場合に家主が負担しなくていい経済的補填が必要だろう。  →国土交通省より残置物処理のモデル条項が出ており、管理会社が賃貸借解約権と残置物処分権を受け継いで手配することが想定されているが、課題も多い。  (4) 要配慮者の迷惑行為について。  対応に苦慮している。強制退去させるわけにもいかず大きな問題である。  →まずは、自立した生活が可能なのか、支援が入るのか、それを継続できるのか、拒否した場合の対応など入居前のアセスメントが重要である。その結果によって、グループホームなども検討した方がいい。民間賃貸住宅ですべてを受け入れるのは難しく、そこに絞らない施策が必要と考えている。  →入居時に賃貸借契約書へ「支援を拒まない」などの特約条項を入れておいてはどうか。法的な面も含めて部会で検討してもらいたい。  (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律によれば「子どもを養育しているもの」も要配慮者となっているが、住まいの相談窓口の対象なのか。また、相談後の事務手続きは主管課が行うのか。  →相談自体は対象になるが、予約の段階で切迫度、緊急度、相談窓口の趣旨と合致しているかなどを聞き取り、本当に支援が必要か確認したいと思っている。事務手続きは委託する予定である。フォローや付き添いが必要な要配慮者は担当課の同席が必要になるだろう。  主管課や福祉法人で相談を受けた際には、相談窓口を通さずとも、協力不動産店の紹介をしていただくことなどはできると考えている。  →他自治体で相談業務を行っていると、支援が不要である方が「ここで相談すると公営住宅や優良物件を優先して融通してもらえる」と思って来庁することがある。予約枠は限られており、本当に支援が必要な方に支援が届かなくなってしまうので、予約の時点でアセスメントを取らないといけない。  (6) 家主が損をしないような、現実的な助成や制度がなければ、住居を貸してもらえないだろう。家主が損をしないようにというのは大きなテーマである。  家主側には支援体制の情報提供を、行政側には審査基準などビジネスの情報提供を行い、お互いの理解を進めないといけない。  →今後、ガイドブックを検討、作成の予定である。詳細はこれから部会で検討したい。  ６　その他意見交換  　　特になし  ７　閉会 | |

次回会議：令和７年７月頃に開催を検討している。